

(第 10 号様式)

三木町公告 35 号

三木町農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告する。

併せて、同法第13条第4項の規定により準用する同法第12条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び意見書に対する処理結果を次のとおり公告する。

当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項の規定により準用する同法第12条第2項の規定により、次により縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 21 日

三木町長 伊藤 良春

1 農業振興地域整備計画の縦覧場所

三木町役場農林課

三木町大字氷上 310 番地

2 変更年月日

令和 8 年 7 月 21 日（注）

（注）農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する同法第 8 条第 4 項の規定に基づく協議に県が同意し、市町が整備計画を変更するとした日を記載するものとする。

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見の要旨及び処理結果

別紙のとおり

(別紙)

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨及び処理結果について

1 意見書の提出期間：令和8年4月7日 ～令和8年5月6日

※意見書を受けて、再度、変更案の公告縦覧を行った場合

第1回目：	年	月	日	～	年	月	日
第2回目：	年	月	日	～	年	月	日

2 意見書の要旨及び処理結果

意見書の要旨	提出数	処理結果

※処理結果記載例

- A 対応(反映)済み：農業振興地域整備計画案に既に記載済みのもの
- B 対応(反映)する：文書の修正、記述の追加など農業振興地域整備計画に
反映させたもの
- C 事業対応(検討)：今後の農業振興施策を展開する中で検討するもの
- D 対応(反映)困難：諸般の事情により対応が困難なもの
- E そ の 他：情報提供、感想、質問、今回の件に関係のないもの

(第4-2号様式)

市町名	三木町
-----	-----

変更等理由書(総括表)

事前協議回答日	令和8年3月31日
異議申出状況	有 ☒ 無 ☐
意見書提出状況	有 ☒ 無 ☐

農業振興地域整備計画の策定・変更の経緯・背景

下記の項目を参考にして記載すること

1. 秩序ある土地利用の推進

1. 秩序ある土地利用の推進 2. 市町の農業を担う者の育成・確保 3. 農業振興施策についての市町住民からの要請 4. 基礎調査の結果 5. 農業振興地域の区域の変更 6. 農業振興地域整備基本方針の変更 7. その他()

農用地利用計画の策定・変更理由

変更区分

農用地区域からの除外

番号	変更しようとする土地の所在・面積						除外前の用途区分	除外後の用途	除外の理由 (該当条文的番号を下記から選択し、理由を具体的に記載する)	
	大字	字	地番	登記簿地目	現況地目	面積(㎡)				
1	井上	藤東山田	3649番1 外3筆	畑	畑	1,068㎡ 計3,060㎡	農地	資材置場	番号 (⑤)	個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
2	田中	上田中	3756番1	田	宅地	673㎡の内332㎡	農地	宅地拡張用地	番号 (⑤)	個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
3	氷上	南高原	690番 外4筆	田	田	979㎡ 計8,316㎡	農地	特定建築条件付 売買予定地	番号 (⑤)	個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。
4	氷上	宮下	4831番 外2筆	田	田	544㎡ 計1,011㎡	農地	神社関係者用駐車場用地	番号 (⑤)	個別除外申出に対して、必要性、代替性、周辺農地・土地改良施設への影響、担い手の利用集積への支障、土地改良事業施行地に関する制限の要件を全て満たすと認められるため。

区分	自己住宅	分譲・賃貸住宅	業務用地	農業用施設	植 林	公共施設	合 計
件数	1	1	2	-	-	-	4
面積	332.00	8,316.00	4,071	-	-	-	12,719.00

(単位: ㎡)

- ① 法10条3項各号全てに非該当、かつ農業振興地域域上支障なし
② 法10条4項該当
③ 法10条4項及び施行令7条1号～3号該当
④ 法10条4項、施行令7条4号及び規則4条の4該当
⑤ 法13条2項各号該当

- (注) 1 番号欄は、個別見直しの場合は(審査調書と対応する)案件ごとに記載すること。
2 「事前協議回答年月日」欄、「異議申出状況」欄及び「意見書提出状況欄」は、協議の際にのみ記載すること。
3 変更しようとする土地を記載する欄は、適宜行数を加減すること。
4 除外の理由については、(別紙)変更の理由記載例を参考とすること。
5 ガイドライン第11の2の(2)のエの附図(変更箇所を明示したもの)を添付すること。